

(国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした同条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価却資産については、なお従前の例による。

附則 (平成四年二月二十四日政令第三九一号) 抄

一 この政令は、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十一年一月二七日政令第三三六号) 抄

一 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。

三 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年六月七日政令第三二二号) 抄

一 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二十五年二月一〇日政令第四九六号)

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成二〇年七月一八日政令第二三一号) 抄

一 (施行期日) この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

第二条 国土交通省設置法等の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。)による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関(以下この条において「旧機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、改正法の施行後は、改正法による改正後の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関(以下この条において「新機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 国土交通大臣(改正法第一条観光庁長官の規定による改正前の国土交通省設置法(以下「旧設置法」という。)第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。)	二 航空・鉄道事故調査委員会	三 海難審判庁	四 船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)	五 船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。)	六 船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる件が係属する船務のうち労働組合法(昭和員地方労働委員会二十四年法律第七十四号)の所在地を管に係る事務(不当労働行為に轄する都道府県に係るものに限る。))に係る場合労働委員会(合に限る。)	七 船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十六号に掲げる事務のうち労働組合法に係る地を管轄する都事務(不当労働行為に係るも道府県労働委員のを除く。))に係る場合に限る。	八 船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十六号に掲げる事務のうち労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五號)に係る場合に労働争議が二以上都道府県にわたるときは中央労働委員会)	九 船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十六号に掲げる
十 船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個地を管轄する地別労働関係紛争の解決の促進方運輸局長(運輸に関する法律(平成十三年運輸監理部長を含む。法律百二十二号)及び雇用の分む。))野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)に係る事務に係る場合に限る。)	十 運輸安全委員会	海難審判所	中央労働委員会	船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合を除く。))に係る場合に限る。)	十 地方運輸局長(運輸監理部長労働争議が発生二を含む。)(旧設置法第四條第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)	十 労働争議が発生二以上の都道府県にわたるときは厚生労働大臣)	十 船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十六号に掲げる事務のうち労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五號)に係る場合に労働争議が二以上都道府県にわたるときは中央労働委員会)	十 船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十六号に掲げる

事務のうち地方公営企業等の行政法人の主たる労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)に係る場合に道府県労働委員会(限る。))

船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個地を管轄する地別労働関係紛争の解決の促進方運輸局長(運輸に関する法律(平成十三年運輸監理部長を含む。法律百二十二号)及び雇用の分む。))野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)に係る事務に係る場合に限る。)

運輸安全委員会

海難審判所

中央労働委員会

船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合を除く。))に係る場合に限る。)

地方運輸局長(運輸監理部長労働争議が発生二を含む。)(旧設置法第四條第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)

労働争議が発生二以上の都道府県にわたるときは厚生労働大臣)

船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十六号に掲げる事務のうち労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五號)に係る場合に労働争議が二以上都道府県にわたるときは中央労働委員会)

船員地方労働委員会(旧設置法第四條第九十六号に掲げる

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならぬとされている事項で、改正法の施行の日前にその手続がされていないものについては、改正法の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならぬとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。